

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	国税：（法人税：義） 地方税：法人住民税、法人事業税（義（自動連動））
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	内容		《制度の概要》 収用等に伴い代替資産を取得した場合において、圧縮限度額の範囲内（代替資産の取得価額に差益割合を掛けた金額）で帳簿価額を損金経理により減額する等を行ったとき、その減額した金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
			《関係条項》 租税特別措置法第 64 条
4	担当部局		水産庁資源管理部管理調整課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 4 月～8 月 分析対象期間：令和 2 年度～令和 6 年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 26 年 創設 昭和 41 年 「漁業法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことにより、水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第 3 条第 1 項 （水産業の健全な発展） 第 3 条 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図る。 《中目標》 Ⅲ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展

			《政策分野》 ② 水産業の成長産業化の実現																																			
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことによる水産業の健全な発展 なお、本特例措置は資産所有者の意思によらない収用等により交付を受けた金銭(補償金)による特例措置であることから、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。																																			
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	収用等に伴い支出された補償金は、その交付を受けた時において課税の特例を受けることにより、対象となる漁業権等に対する収用等が円滑に行われることが期待できる。																																			
9	有効性等	① 適用数	単位：件 <table><tr><td></td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>適用数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※ 水産庁調べ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本措置分のみの適用数を抽出することができず、当該情報を用いることができないことから、都道府県に対して補償実績について調査を行い、その結果を用いている。 【算定根拠】 水産庁調べ							2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	適用数	0	0	0	0	0																		
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																																	
適用数	0	0	0	0	0																																	
		② 適用額	単位：百万円 <table><tr><td></td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>法人税関係計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※ 水産庁調べ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本措置分のみの適用数を抽出することができず、当該情報を用いることができないことから、都道府県に対して補償実績について調査を行い、その結果を用いている。 本租税特別措置の対象者は、資産所有者の意思によらない収用等に伴い補償金を取得した漁業権者等であり、特定の者に偏るものではない。 【算定根拠】 水産庁調べ							2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	法人税	—	—	—	—	—	法人事業税	—	—	—	—	—	法人住民税	—	—	—	—	—	法人税関係計	—	—	—	—	—
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																																	
法人税	—	—	—	—	—																																	
法人事業税	—	—	—	—	—																																	
法人住民税	—	—	—	—	—																																	
法人税関係計	—	—	—	—	—																																	

	③	減収額	単位：百万円						
				2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
			法人税	—	—	—	—	—	
			法人事業税	—	—	—	—	—	
		法人住民税	—	—	—	—	—		
		法人税関係計	—	—	—	—	—		
※ 水産庁調べ									
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本措置分のみ適用数を抽出することができず、当該情報を用いることができないことから、都道府県に対して補償実績について調査を行い、その結果を用いている。									
【算定根拠】 水産庁調べ									
	④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 (分析対象期間：令和2年度～令和6年度) 収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより、水産業の健全な発展が図られることになる。						
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間：令和2年度～令和6年度) 収用等に伴う漁業権等の変更等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。						
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本措置に係る収用等については一般的な交渉では解決できない場合に取りられる手段であるため、僅少とならざるを得ないものであり、分析期間内に適用がなかったところである。 適用数は僅少であるが、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには必要な特例措置である。						
			(分析対象期間：令和2年度～令和6年度) 強制的な収用等による代替資産の取得が水産業の発展の妨げとならないようにするためには、減収となっても当該譲渡所得について課税の特例措置をとる必要がある。						
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用等により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置であることから、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。					
		②	他の支援措置や義務付け等との役	特段なし					

		割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		本租税特別措置は、代替資産の取得が資産の減少につながり、水産業の発展の妨げとならないようにするためのものであり、また、資産所有者の意思によらない本措置に係る収用等を円滑に推進するために必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(農水 04)